**第３回 犯罪被害者等支援条例に係る懇話会 議事概要**

日時：平成３０年９月１３日（木）１４：００～１６：００

場所：大阪府庁　本館５階　議会会派共用会議室

■懇話会出席者

○委員（50音順・敬称略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 所属団体・機関名、職名 | 備 考 |
| 大川　哲次 | (認定NPO)大阪被害者支援アドボカシーセンター 代表理事 | 副座長 |
| 川本　哲郎 | 同志社大学法学部 教授 | 座長 |
| 佐藤　雅代 | 関西大学経済学部 教授 |  |
| 松風　勝代 | (社福)大阪府衛生会 児童心理治療施設・希望の杜 園長 |  |
| 曽我部 真裕 | 京都大学大学院法学研究科 教授 |  |
| 林　　良平 | 元　全国犯罪被害者の会(あすの会) 代表幹事 |  |
| 平瀬　義嗣 | 弁護士  大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会 副委員長 |  |

○オブザーバー

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 所属団体・機関名、職名 |
| 伊藤　幸美 | 大阪府警察本部総務部府民応接センター 被害者支援官 |

■配布資料

資料１　第２回懇話会における主なご意見

資料２　条例に盛り込む内容について（案）

資料３　犯罪被害者等支援の枠組みについて／「被害者支援調整会議」の運営イメージ

について

■会議の概要

○資料の確認、出席委員及びオブザーバーの紹介

○開会挨拶（大阪府青少年・地域安全室長）

○条例に盛り込む内容について

|  |  |
| --- | --- |
| 座長 | それでは次第に基づいて会議を進めさせていただく。まず、前回の懇話会における各委員のご意見等について、事務局から説明をお願いする。 |
| 事務局 | 資料1について説明。前回同様、第2回懇話会で委員の皆様からいただいた意見等は議事概要として取りまとめ、既に府のホームページにも掲載し、お知らせしているとおり。その内容は、「府と市町村の役割分担について」、「条例の名称について」、「二次的被害について」、「相談窓口の設置・情報の提供について」、「損害賠償請求への援助や弁護士との連携体制について」、「総合的な支援体制の整備について」、「施策の実施状況の点検・公表について」の計７項目に分類できた。 |
| 座長 | いま説明のあった前回の懇話会でのご意見等を踏まえ、条例に盛り込む内容について、前回のものを一部修正したということなので、事務局の方から説明をお願いする。 |
| 事務局 | 資料２について説明。前回の懇話会で委員の皆様からいただいたご意見等を踏まえ、前回、事務局から示した「条例に盛り込む内容について（案）」を加筆修正した。まず、２の「定義」の（４）では、前回の事務局案では、二次的被害と示したところ、二次被害という表現の方が適当ではないのかといったご意見を頂戴した。国の基本計画では、いわゆる二次的被害と表記しているが、国における過去の審議内容を確認しても、明確な定義付けをもって使われていないようであり、委員ご指摘のとおり、一次的被害また三次的被害とは言わないことから、二次的被害を二次被害に修文している。なお、同様に、3の「基本理念」の（２）、５の「府民の責務」、6の「事業者の責務」の（１）のところも、二次的被害から二次被害に修文している。次に、2の「定義」の（6）で民間支援団体について定義しているが、前回、弁護士会を例に挙げて、民間支援団体とはどのような団体を意味するのかという趣旨の質問を受けた。ご質問を踏まえて再考した結果、「犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間団体」から「ことを目的とする」という文言を削除し、犯罪被害者等への支援を目的としている団体ではなく、現に支援を行う団体を民間支援団体と定義付けるように修文している。次に、4の「府の責務」の（２）について、前回、委員から府内市町村に条例制定を促すような条文を入れられないかというご意見があった。府としては、地方分権の趣旨に鑑みると、市町村に条例を制定するように促す文言を盛り込むことは難しい。しかし、府の責務の部分で、市町村の被害者支援の施策の策定や実施に関する支援に留まらず、被害者支援が総合的、計画的に推進できるよう広い視野から支援することとし、前回の案では「市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために」としていたところを、「総合的かつ計画的に犯罪被害者等支援を推進できるよう」と修文した。市町村が総合的、計画的に被害者支援を推進するためには、条例や計画等の策定もあり得るのではないかと考えている。次の8の「基本的な施策」の（１）の「相談窓口の設置、情報の提供」については、この後の資料3で説明する。続いて、8の「基本的な施策」の（５）の「雇用の安定」及び（７）の「府民理解の増進」のところでは、前回委員から、府民理解の増進のところで、二次的被害の防止を代表例に挙げているが、二次的被害は誰しもが起こし得ることなので、住民共有の認識・共助という観点から広げていく必要があるのではないか、また、代表例つまり例示列挙することにより、それが一番大事だという印象を与えるので、何を例示として挙げるのかは検討が必要である、といったご意見をいただき、事務局で検討したところ、ここはあえて代表例を挙げず、被害者の置かれている状況や、支援の必要性全般について幅広く理解を深めていくという趣旨で、「二次的被害の防止等に係る」という文言を削除した。最後に、９の「支援に関する指針」の（６）では、前回案で、府は指針に基づく施策の実施状況について毎年度公表するとお示ししたところ、委員から同じ濃度のものを毎年度公表するのではなく、５年に一度詳しい報告書を出すという方法もあるのでは、といった行政効率の観点からのご意見や、一般施策が多くある中で、犯罪被害者であるという情報を紐付けしてデータ管理することを前提とした公表のあり方というのはいかがなものかといったご指摘をいただいた。こうしたことから、「施策の実施状況」という部分を「施策の実施概況」に修文した。 |
| 座長 | 説明のとおり、8の（１）「相談窓口の設置、情報の提供」や、１０の「支援推進体制」のところは、後ほど資料3に基づいて別途説明があるので、それ以外の点について、何か意見、質問等あればお願いしたい。前回、代表例を出して例示列挙の形にするのかどうかという議論があった。具体的に書くと分かりやすいし、それを強調することができるという利点はあるが、逆にそれにかなり拘束されてしまうという欠点もあるので、どちらにすれば良いのかという議論があり、それを踏まえ、事務局でより良いものにするために、このように直していただいたということだろうと思う。いかがか。 |
| 委員 | 最初なので、具体的にそういう事例を挙げずに条例を定め、それで一定期間運用した後、やはりこの条項は少し変える必要がある、もう少し具体的に記載する必要があるとなれば、それは改正という形で行えば良いと思う。修正案については、概ねこれで良いと思う。他県の条例を見ても、これと根本的には同じである。支援調整会議のところは、他と少し違っているが。 |
| 委員 | ２、３意見がある。１つは２の（６）の民間支援団体の定義についてだが、犯罪被害者等支援を行うことを目的とする団体という定義であると、弁護士会は含まれないのではないかという議論があったということで、その点についてはその通りだとは思うが、修正後の定義であると対象範囲が非常に広がるので、そのことで何か影響が出ないかというような懸念を持っている。勿論、条例の中で民間支援団体の定義がどう生きてくるかということと関わってくるわけだが、支援調整会議等において、かなり立ち入った被害者の個人情報を共有するような局面で、それが無条件に民間支援団体にもいってしまう。極めて間接的な形で被害者を支援するに過ぎないような団体にも、民間支援団体だからということで個人情報が共有されてしまう。実際にはそういうことはないと思うが、建付け上はそういう可能性も出てくる、或いはそういう誤解を受ける可能性があるのではないかと考えている。これは、民間支援団体にどういう権限や権利を付与するかということに関わることなので、確定的なことは申し上げられないが、定義を変更することの影響については、ご留意いただきたいと思う。もう１点、９の支援に関する指針のところで、実施状況の公表を、概況の公表にするということで、その趣旨は毎年詳細を公表するのは却って弊害があるのではないかという前回の議論を踏まえてということで、毎年公表するのは概況にして、一定期間ごとに詳しい報告書を出すという方法については全然異論はない。しかし、この資料2には、毎年概況を公表するということだけが書かれており、定期的に公表する、見直すということの記載がない。必要に応じて点検を行うということだが、一定の期間毎に実際に修正するのかどうかは別として、定期的に報告書を公表するということは、それに対応して見直す、見直しを検討するということも含まれると思うので、その点も入れると良いのではないかと思う。 |
| 事務局 | 支援調整会議に必要に応じて民間支援団体に入っていただく際の個人情報の取り扱いについてのご指摘であるが、この支援調整会議の参画者のうち公務員については、当然、守秘義務が課せられており、また、早期援助団体であれば、そもそも被害者の方の同意を得て警察の方からそういった情報が提供されているところ。他の民間支援団体に入っていただく際に、個人情報の取り扱いをどうするのか、というご指摘については、今後、支援調整会議の詳細設計をしていく中で、きちんと整理をしていきたいと思っている。例えば、被害者の方に10個の個人情報があったとして、本当に民間支援団体が10個の個人情報全てを共有しないと支援に当たれないのかどうかということもあるかと思う。ここは、慎重に制度設計の中で整理をしていきたいと思う。２点目の支援に関する指針の（６）の部分について、「状況」を「概況」に修文した趣旨は、先ほど説明させていただいたとおり。その上で、ＰＤＣＡの改善システムをどう回していくかについては、（５）のところに記載しており、国の犯罪被害者等基本計画が改定されたときに、それに影響を受ける部分については、もちろん待ったなしで改定することになると思う。そして、その他必要に応じてという部分をどう運用するか、というところかと思うが、条例に規定する基本理念に則って支援を進めていくので、当然、支援の充実という方向性で指針を改定する必要性が生じた際には、改定に取り組んでいきたいと思う。 |
| 座長 | 順番が逆で恐縮だが、２点目の９の（５）について、府は国の犯罪被害者基本計画が改定されたときに点検を行うとあり、国の基本計画というのは約5年に1回改定するので、5年に1回は必ず点検を行うということになる。それに加え、その他必要に応じて点検も行うという趣旨である。１点目の民間支援団体に関して、「行うことを目的とする」というところの「ことを目的とする」という部分を取った場合に対象範囲が広がるということで懸念があるということだが、その対案、つまり色々な団体が入ってくるのをブロックするための何か具体的な方法、制限するような手立てについての案はあるか。 |
| 委員 | 「犯罪被害者支援を行う」団体と定義すると、例えば、弁護士会は犯罪被害者支援を行うことを目的としている団体ではなく、様々な活動の中の一つとして犯罪被害者支援を行っているわけであるが、こうした各種の民間団体、すなわち、住居の支援であるとか、雇用の安定であるとか、色々な形で関わっている民間団体があると思うが、それらも別に犯罪被害者支援を目的とする団体というわけではないので、対象範囲が広がっていくのは間違いない。 |
| 座長 | 事務局の元々の発想は、範囲を広げようということではなく、実際に犯罪被害者支援を実施している団体に限定しようという趣旨だった。したがって、そこは少し擦れ違い、食い違いがあると思う。 |
| 委員 | 修正された意図に異論を申し上げているわけではなく、その意図が適切に実現されているかどうかを確認していただきたいということである。 |
| 座長 | そこのところは、事務局の方で適切な範囲に限定できるように考えていただきたい。 |
| 委員 | 民間団体の構成要件あるいは認可要件について、これまでに議論になっていたであろうか。弁護士会の話はあったけれども、他の団体についての話は出てなかった気がしている。逆に、どういったことを行っているか、何を目的とするかといったことを認可の条件に入れても良いではないか、と考えているがいかがか。 |
| 事務局 | 民間支援団体に該当するかどうかを認定するという行政行為までは想定していない。先ほど座長が仰いましたように、実態として、事実として、犯罪被害者支援に当たられている団体・グループという概念で考えている。 |
| 座長 | 次に移りたいと思う。順番を後にした、8の（１）と１０についての説明をお願いしたい。 |
| 事務局 | 資料３に基づいて説明。資料3の上段の犯罪被害者等支援の枠組みについては、前回及び前々回に、委員から、早期に弁護士会に繋ぐ体制を整えることが必要であり、弁護士会には被害者支援に精通した弁護士も増えている、というご意見を受けてイメージした図である。また、下段は、被害者支援調整会議について、前回、ワンストップの犯罪被害者支援センターを設置してもらいたいというご意見があったので、この会議をどのように運営していくのかをイメージしていただけるよう、ポイントを要約したものである。上段の犯罪被害者等支援の枠組みについては、時間軸に則って、支援の主体者とその主体者による主な支援の内容を整理したものである。まず、時間軸としては、被害発生時、被害発生直後、支援が必要な期間、の3段階に分けられるのではないかと思う。そして、最初の被害発生時には、多くの場合で警察署が主体となり、今後の捜査の流れに関する教示や、第1回懇話会で府警本部から提示された被害者の手引、つまり犯罪被害者支援に関する施策等の情報が掲載された冊子の提供といった支援がなされている。その次の被害発生直後においても、警察署、場合によっては府警本部の府民応接センター、そして犯罪被害者の同意を前提に警察から被害者の情報の提供を受けた犯罪被害者等早期援助団体、大阪の場合ではアドボカシーセンターとなるが、これらが主体となり、被害等に関する相談・対応のほか、被害者連絡制度や犯罪被害者給付制度等の各種制度の教示といった支援がなされている。そして、この段階において、被害者からは、メディアスクラムや加害者側の弁護士への対応に苦慮することがあるという声があり、ここで弁護士の方に対応していただくのが適切ではないかと思われるので、この段階で、大阪弁護士会に繋ぎ、弁護士による対応をしていただくという図にしている。なお、この件については、前回、委員から、大阪弁護士会には犯罪被害者支援に精通した弁護士が200名ほどおり、既存の制度により、相談等の対応を行っているとの説明を受けた。また、その後、改めて委員に相談したところ、協力していただけるとのご回答をもらっている。この内容については、資料2の8「基本的な施策」の(1)「相談窓口の設置、情報提供」のところに反映している。すなわち、「各般の問題」を「法律問題、その他の諸問題」と修文し、法律問題等について犯罪被害者支援に精通している者、つまり弁護士についても紹介していくという趣旨にすることで、弁護士会への早期の繋ぎという委員の意見を反映している。次は、実質的なワンストップ体制である被害者支援調整会議が主体となって支援を行っていく支援の枠組みについてであり、被害者支援調整会議の運営のイメージは下段のとおりである。まず、会議の構成は、大阪府知事部局の治安対策課、大阪府警察本部の府民応接センター、犯罪被害者等早期援助団体であるアドボカシーセンター、政令市の大阪市および堺市、そして条例制定市町村。現時点では、政令市の堺市を除くと、条例を制定している市町村は摂津市のみで、これら6機関が会議の核となり、被害者の居住地の市町村にも必要に応じて参加を求めるという形態を採る。被害者の居住地の市町村の参加には、市町村における犯罪被害者総合対応窓口への支援という意味合いもある。また、事案の内容によっては、早期援助団体だけではなく、他の民間支援団体にも参加していただくことで、よりきめ細やかな支援が実施できることから、例えば弁護士会や、社会福祉協議会などといった他の民間支援団体の参加も促すこととしている。次に、会議の開催頻度については、殺人や放火などの凶悪事件の発生時に必要に応じて随時開催することとしており、支援調整会議に諮ることに同意する被害者がどれだけいるかによって左右されるが、会議の対象としている凶悪事件の平成29年中の大阪府内の認知件数が約600件あることから、それが開催頻度の一つの目安になると思う。また、その他として、先に申し上げた核となる大阪府等の6機関により、既に現在も行っている支援研究会を、概ね隔月毎に開催することとしている。この研究会は、事例を通じた研鑽や意見交換等を行い、担当者が常に顔の見える関係を築き、スムーズに支援が行えるよう配意した仕組みにしている。６機関を中心とした核メンバーで、事案発生地の市町村を支える役割を果たせるようにと考えている。そして、会議運営の役割分担については、会議の庶務は大阪府治安対策課が担当し、会議運営の中心となって関係機関との調整等を行い、また、支援計画を策定するコーディネーター役を早期援助団体であるアドボカシーセンターに担ってもらうこととしている。これが被害者支援調整会議の運営イメージであり、この会議を新たに設置・運営することにより、犯罪被害者がどの機関を起点にしても同様に必要とする支援が受けられるよう、各機関が一体となって途切れることなく必要な支援を実施する、実質的なワンストップ体制を構築することとしている。なお、今説明した内容に関し、資料2の10「支援推進体制」の(2)支援調整会議のイメージ図のところに、支援調整会議が「各機関が一体となった実質的なワンストップ体制の整備」であることと支援研究会のことを加筆している。 |
| 座長 | 少しつけ加えると、この支援調整会議については、大阪日日新聞が前回の会議の次の日にかなり詳しく書かれており、非常に関心の高い部分である。前回申し上げたとおり、私のこれまで調べてきたところでは、国土交通省が大規模の交通事故の被害者の支援に乗り出しているが、御巣鷹の航空機事故であるとか、尼崎のJR事故など大規模な事故を念頭に置いている。そこで、支援調整会議がこういった大規模なものに限定されるのではないかという心配を述べたわけであるが、今の説明では年間600件あり、それらの中から事例を2ヶ月に1回研究会を開いて取り上げていくというふうに説明されているので、心配していたような会議のイメージとは違って、もう少しきめ細かな支援を考えられていると思う。また、先行事例として神奈川県や埼玉県の例があるが、神奈川県や埼玉県の違いとして、市町村が入るというところがある。都道府県レベルで、ワンストップセンターを置く、あるいは連絡会議を作るという試みは既にあるが、大阪府のものは、それをさらにバージョンアップしている、改善しているところが特長だろうと思う。 |
| 委員 | 資料3の中にも書かれているワンストップ支援体制については、誰にとってのワンストップなのかが気になる。例えば、府庁に窓口を作ったとすると、悪く解釈すれば市町村の窓口に行ったときに「府庁の窓口に電話してください。府庁の窓口に行ってください。」と丸投げ・たらい回しされるという形になり、責任を転嫁する形のワンストップになってしまう虞があると思う。また、前回の議論でもあったように、犯罪の多寡等のこともあるので、市町村に作ったとしても、必ずしも熟練した案内ができるとは限らない。さらに、支援の中身の相当部分が一般施策での支援になるということを考えると、実質的なワンストップ支援体制が誰に取ってのものなのかということを考える必要がある。つまり、府庁や市町村の職員の誰が受けても、ワンストップの勢いで全ての情報を被害者あるいは相談者に提供できるようにするというところまで想定されているのだろうか。将来的には是非そうなるように検討していただきたいと思う。役所には人事異動もあり、必ずしも担当者が張り付きになるわけではない。しかし、被害者の方は、被害者として慣れている方はまずおらず、混乱した中で電話や窓口でたらい回しにされ、情報が分からないまま古い資料だけを渡されるのは非常に辛いであろうと想像できる。そのことを考えたときに、当初の目的であるシームレスな、安心して相談できるような体制をということを念頭に、実質的なワンストップ支援体制の具体的なところを検討していただきたい。 |
| 委員 | ワンストップ支援体制を目指して、大阪府がここまでやりましょうということで意見を汲んでくれたわけで、すぐはできないと思う。しかし、経験を積み重ね、月日をかけて、実質的にはワンストップと同じというような体制に是非持っていってほしいと思う。初めからは絶対にできないが、そういう心意気、そういう理想であってほしい。私は、これ本当に良いと思う。 |
| 座長 | 今の1つ前のご意見は、今後そういうことをずっと考えて行こうということ。先ほどの点検の議論にも関わるが、5年に1回大きな点検をする。あるいは、それ以外にも様々な時点で点検を行っていく。そういうときに頭の片隅に置いておくということ。実質的な意味で、本当にワンストップで運営されているかどうかは、点検をして行けば分かることなので、継続的な点検を怠ってはいけないという趣旨だろうと思う。 |
| 委員 | その通り。箱を作ってお仕舞いという形にされることが、とても怖いと思っている。 |
| 委員 | 意識改革が必要である。このあと広報のことなどが出てくるが、基本的に役所の方にモチベーションを持ってもらうとことが大事。例えば、死体検案書が来たら殺人事件ではないかとまず想定する意識が大事。昔、殺人事件は警察の仕事・役割だということで、自治体の窓口では受け付けてくれなかった。そういうことがないように条例制定を機会に、広報・啓発と職員研修を行うことが一番大事である。 |
| 座長 | 自治体の人事異動の問題でいえば、以前に、私は異動していけばOBが増えるという話をしたと思うが、それに加えて、他の方から伺うと、自治体の中にも似たような職種はあって、被害者支援のセクションに来て非常に戸惑う職員もいるが、自分のこれまでの経験、行って来た事と結構似ているという職員もいる。つまり、住民対応という点は共通である。被害に遭われたということでいえば、犯罪被害だけでなく、災害による被害もある。したがって、そういう事案での経験も生かせるという意見も出ている。また、話を戻すと、支援調整会議というのは、大同団結というか、特に市町村の場合に、非常に規模が小さくて犯罪被害者支援の仕事がないというところは担当者が交代していくときの引き継ぎもない場合もある。しかし、そういう市町村でも事件が起きないとは限らないわけなので、そういう市町村の支援も睨んで組織を考える必要があるのだろうと思う。支援調整会議には、かなり利点があると思う。うまく行けば、本当に大阪方式という感じで広がっていくと思う。 |
| 委員 | この支援調整会議は他の府県にはないわけで、第1回の会議では大阪府の条例の目玉を作ろうという議論があったが、私はこれがその目玉になると思う。ただ、少し心配しているのは、凶悪犯罪でも年間約600件あるということで、そのうちのどの程度が支援調整会議に上がって来るのかは分からないが、今の府庁の体制で果たして対応できるのかどうか。今の被害者支援の担当部署は再犯防止も担当している。もう少し、府庁の人材を確保してもらいたい。担当者が違う部署に異動になることもあるわけで、継続性を持たせるためには教育も大事。できれば、府庁の職員全員にそういう教育をしてもらいたい。それと、もう一つは、やはり人材の確保が非常に大切。市町村の中には犯罪被害者支援に結構詳しい人がいると思うので、市町村と連携・協力する体制を是非採ってほしい。支援調整会議は、府の条例の目玉であり、マスコミもここは大きく報道してくれると思うのでよろしくお願いしたい。 |
| 座長 | 他にいかがか。 |
| 委員 | 2点意見を申し上げたい。最初に、個人情報のことだが、福岡県の条例では第25条に「個人情報等の適切な管理」という条項を設けている。もちろん、犯罪被害者支援に関わる人たちは、公務員など個人情報の管理については義務を負われる方々が中心になるが、個人情報を扱われる側、つまり被害者の方々にしてみれば、そのことについて条例に明記されていると非常に安心できる。規定を重ね過ぎるという意見もあるかもしれないが、あえて書いておく方が親切であり、安心に繋がるのではないかと思う。特に支援サービスの提供の段階では、社会福祉協議会など関係者がどうしても広がっていかざるを得ないので、それぞれのところで個人情報管理については縛られてはいるが、あえて今回の条例にも書いておくということが必要ではないか。次に、今議論している被害者支援調整会議について、私もこれは非常に良い体制ではないかと思う。この中に支援研究会があり、ここで何をするかということが非常に大事。実質的に効果ある支援ができるかどうかが、非常に重要であろうと思う。各支援サービスは市町村が実施主体となっているところが非常に多い。それぞれがそれぞれのサービスについての要綱や要件を持っているので、全ての被害者にそれが適用されるかどうかというと、どうしても隙間ができてしまう可能性がある。これは被害者支援だけに限らず、一般的にもよく起こり得ることだが、ニーズに対してどのように調整し、かつ柔軟な対応をするかということは、現実に基づかないとなかなかできない。まずは、この研究会で、何が不足しているか又はどういう齟齬が起こりやすいのか、常に点検・検討を重ね、それを具体的な支援サービスにどう繋げていくかということが必要である。この支援調整会議は、個々のケースについての支援会議と私は理解しているが、それを超えて施策を検討する会議が必要ではないか思う。 |
| 座長 | 今のご意見について、まず事務局の方からお願いしたい。 |
| 事務局 | １点目の個人情報等の適切な管理については、福岡県の条例では、１条項を起こして、第25条を起こして規定されている。役所、公の機関についてはそれぞれの個人情報保護に関する条例で個人情報保護が規定されているので、ここでは、民間支援団体等が関わってきたときに、個人情報の扱いをどうするのかということが問題になると思う。大阪府の今回の条例で関していえば、例えば支援調整会議に民間支援団体に参画いただいたときに、個人情報の適切な管理をどうするのかということになると思う。方法としては福岡県と同様に今回の条例の中に規定を1条設けるという方法と、支援調整会議の具体的な制度設計をする際に要綱の中で規定するという方法の２通りあると思う。どちらが適切かは今後検討することとしたい。もう１点の制度の狭間の問題についてだが、支援調整会議の中の研究会は、様々なケースについて具体的に研究していく場と考えており、その中で見えてきた問題については、どうすれば改善できるのかなどの意見をいただき、改善に向けての方策を研究・勉強していきたいと考えている。 |
| 委員 | 非常にアイディアだと思う。ただ、様々に検討されたことを、どのようにサービスに反映していくのかという繋ぎが非常に重要であると思う。それぞれの施策は、それぞれ独立して別組織で行われ、計画・実施されているものなので、研究会や支援調整会議はそこへ影響を及ぼしにくいのではと思う。そういう意味では、各施策の実施組織に協力いただくことになると思うので、そのための会議というものも必要ではないかという趣旨で、先ほど意見を申し上げた次第。 |
| 事務局 | 確かに、個々の事案に対して、どう途切れなく、漏れなくサービスを提供するのかということと、もう１つ、そういった事例を通じて改善していくためには何が必要なのかというところの研究、研鑽を積んでいく場が必要であると考えており、それがこの支援研究会。この支援研究会で、現在、支援調整会議の制度設計の議論をしているところであり、有難いことに大阪市、堺市、摂津市の３市がこの中に入っていただいている。将来、例えばどこかの市で不幸なことが起こり、その市に支援調整会議に入っていただくことになった際のシミュレーションを、今ここでできる。委員からいただいたご指摘を踏まえて運営していきたいと思う。それから、個人情報の点についても、委員から貴重なご指摘をいただいた。福岡県のような条例の作り込み方もあり、ご指摘の趣旨を踏まえ、これからの制度設計、そして運用に当たっていきたい。 |
| 座長 | 個人情報についてはそういった書きぶりで良いと思う。２番目の点、支援調整会議については、資料3の下から２つ目に会議の開催頻度という欄があるが、そこのところの「対象事案の発生時に必要に応じて随時開催する」という部分で、600件全部取り上げるわけにはいかないので、私の前回会議のイメージではかなり難しい事件や大きい事件など、何かそういう特徴のある事件を取捨選択するものと思ったわけだが、その選択の仕方次第で、例えば年３件になるのか３０件になるのかで、会議の在り様はずいぶん違うので、そこのところを考えていただきたい。もう一つは、支援調整会議の核となる構成機関による研究会について、現時点でどれぐらいの規模のものを考えているのかを教えていただきたい。つまり、かなり大規模なものにすると、広報啓発という点では良いかもしれないが、議論というのは60人もいるとなかなか煮詰まっていかない。かといって、非常にこじんまりしたものであれば、広報啓発という点で物足りない。そこのところ、現時点のイメージを教えていただきたい。 |
| 事務局 | まず１点目だが、支援調整会議に諮る事案の選別に関しては、まずは被害者の方々の同意が前提になるので、同意をいただいた事案ということになる。その上で、例えば単体市町村だけで支援が完了するような、そういった事案については支援調整会議に諮る必要もないので、支援調整会議に諮るに相応しい幅広の支援が必要な案件を諮っていくことを考えている。特に罪種等によって一定の要件を定める、杓子定規な要件を定めるということは、現状では考えていない。それから、支援研究会のメンバーについてだが、今資料2の4ページにイメージ図を掲載しているが、その中の支援調整会議のところで、大阪府警、早期援助団体、大阪府、大阪市、堺市、そして条例制定市は今のところ堺市を除くと摂津市のみだが、これら6者からスタートしたいと考えている。府内で条例を制定する市町村が広がって行けば、順次、加わっていただきたいと考えている。 |
| 座長 | 最後のところに関して、どんどん条例を制定する市町村が増え、小さいところも入ってくるとなると、全部出て来てください、それが2ヶ月に1回となると、ちょっと厳しいのかなと思う。 |
| 事務局 | 条例制定市町村が一定数増えて来た段階で、ここはもう一度制度設計のやり直しが必要と考えている。 |
| 座長 | 運用の問題なので、先ほどの点検のこととも関係するが、その点を十分考えて是非良いものにしてほしい。 |
| 委員 | あすの会の代わりということで考えてくれているのかなと期待する。今の議論ように、制度の運用の問題と、何も制度がないから救われないという問題がある。一つ例を挙げると、警察に司法解剖が必要と言われて協力したが、司法解剖を行った大学病院から家までタクシー代は自分で支払わないといけなかった、チップまで要求された、という話が、あすの会でメンバーが集まった際に出てきた。昭和の戦後ずっと皆そんな目にあってきたのに問題になってきてなかった。私たち被害者同士が集まり、それは問題であるとなって、社会に訴え始めた。警察の方も、これではいけないということで制度を変えてくれた。制度があるのに、担当者が知らないから運用ができない、運用が下手、やる気がないという問題と、制度そのものが存在しないという問題があるわけで、これをどうしていくのかというところが大事。私たちあすの会がお願いしているのは、存在しないが必要な制度を作っていくということで、それが非常に大事。そういうことも考えた仕組みになってほしいので、私はあすの会の代わりということで、この支援研究会に期待する。 |
| 委員 | 民間支援団体の参加のところで、事案に応じて参加するものとして弁護士会が例にあるが、例えばどのような事案で、どのような関わり合いを弁護士会について求めておられるのか伺いたい。 |
| 事務局 | 弁護士会ということで、司法サービスに関わるような支援を検討することが必要となった場合に、弁護士会にお声がけして、入っていただくことを考えている。 |
| 委員 | そうすると、やはり犯罪被害者支援に係る事件を担当した経験がある弁護士が入るということになるのか。 |
| 事務局 | 弁護士会との連携については、今後協議が必要と考えている。その中で、具体的にどのような仕組みを大阪弁護士会と作っていけるかという点を含めて、検討・協議したいと考えている。 |
| 委員 | 了解した。 |
| 委員 | 資料2の中の支援推進体制のところに(１)、(２)とあって、支援調整会議のことが書かれているが、文章だけではその次に掲載されているイメージ図の内容については分からないので、条例を読んだだけで会議の概要が掴めるような条文にしていただく必要が、法治主義の観点からはあるのではないかということが一点。次に、資料3の下半分の図で、先ほどから質問が出ているが、分かりにくいと思うのは、支援調整会議に２つの役割があるように書かれていること。つまり、個別のケースにおける支援の調整ということと、研究という２つのフェーズの違う役割があるわけだが、そこが明確に区別されていないので分かりにくい。特に、会議の核となる構成機関が幾つか挙がっており、政令市と摂津市は核となるわけであるが、例えば枚方市で起こった事件について支援調整会議を開催するときに、これらの核となる市が入るのかどうかという点がはっきりしない。個別の事案に対処する場合と、研究会とではメンバーが違うのか否か、その辺りが分かりにくい。それから、市町村について、政令市と条例制定市町村は入るけれども、それ以外は入らないというのは、どういう趣旨からなのか。また、条例はないけれども参加したいという市町村があったときに、どうするのかなということを伺いたい。 |
| 事務局 | 資料2の10の推進体制の文章からは、支援調整会議のイメージ図の形が読み取れないのではないかという点、特に、構成機関について、大阪府、大阪府警、民間支援団体のほか、政令市と条例制定市については支援調整会議にも随時入るのか入らないかというその辺りが分からないというご指摘をいただいた。大阪市、堺市、条例設置の摂津市もそうだが、市町村に関して、府条例で入りなさいというのは難しいところなので、そこは各市との合意のもとに入っていただくというような形になる。条例の内容として規定することは難しいので、条例以外の、条例に基づく要綱等で、関係機関、市町村との合意のもとに入っていただくというような形にしたいと考えている。支援研究会に、条例制定市以外の市町村が入りたいという希望があったときだが、これも核となる構成機関との相談になると思う。基本的には意欲のあるところは歓迎したいと考えている。調整と合意が必要になるので、その上で皆入っていただいて、研鑽していける形になれば良いと考えている。 |
| 座長 | 今の説明では、条例には詳しく書けないので、条例には大枠を書き、その下のところで詳しく書くということだが、その下のところものについても、議会に条例案が提出されるときには、その素案のようなものが一緒に出て来るものなのか。 |
| 事務局 | 条例以外のものについては議決事項ではないことから、条例案のように正式に議会に提出することはないが、条例に基づいて、例えば支援調整会議であればどういった仕組みのものを作るのかといったことについて、府議会議員の皆様にご説明させていただくことになると思う。 |
| 事務局 | 議会に提出するのは条例制定の議案である。なお、大阪府議会の場合、議案を審議される部分と、議案以外の府政一般として議論される部分の二つがある。議案としての条例案には書いていない、細かな制度設計、たとえば、会議の設置などのところは、本会議ではなくて常任委員会というステージで専門的に審議されるというのが通例になっている。この支援調整会議の基本設計においては、大阪府、府警本部、アドボカシーセンターの３つ機関が本当に真ん中の核。43市町村あって、温度差がある中で、スタートするときには政令市である大阪市と、同じく政令市であって条例も持っている堺市と、そして府内で最初に条例を制定された摂津市のこの３つの基礎自治体に入ってもらい、ここで随時顔の見える関係を作り、いざというときに市町村をサポートできるような関係を作りたい。将来、全ての市町村が均一なレベルになれば、この支援研究会というのは形を変えていくかもしれない。まずはこういう形でスタートを切って、オール大阪で取り組んでいきたいという着想。 |
| 委員 | 資料の作り方として、先ほど申し上げた２つの役割というのをもう少し切り分けるとして、その前提として整理しておきたいのだが、やはり個別の事案、例えば枚方市で起こった事件の被害者支援事案について、会議に大阪市等の担当者は来るということなのか。 |
| 事務局 | 個別事案の対応としては、お示しの事例の場合、大阪府警、大阪府、アドボカシーセンター、枚方市という形になるかと思う。 |
| 委員 | それが資料の作り方として見えにくい。その役割に応じて研究会は、政令市や条例制定市が入ります。だけど個別の支援については違うということならば、それが分かるように書いていただくと良いと思う。 |
| 委員 | 私も、支援調整会議と支援研究会を分けてほしいと思う。支援研究会、ある程度まで研究会の役割が済んだら評価委員会でも良いのだろうけれど。そうすると、条例の目玉が２つ出来そうな気がしている。あすの会の代替として、府の研究会が、制度の変更を国に提案できるようなところまでなって行けば嬉しい。当初ここでお願いしたことが叶いそうな気がするので、是非、今、仰ったように分けてもらえると嬉しい。 |
| 座長 | 様々なご意見をいただき感謝。条例に盛り込む内容に関する議論は、ここまでとさせていただきたい。本日いただいたご意見等の扱いについて、事務局ではどのようにされるのかをご説明いただきたい。 |
| 事務局 | 本日頂戴した委員の皆様からのご意見等については、今後、座長と府との間で調整をさせていただいて、委員の皆様にはその結果をご報告するという形を、事務局としては考えているがいかがか。 |
| 座長 | 本日のご意見の取り扱いについては、私に一任をいただくということでよろしいか。 |
|  | （全員異議なし） |
| 座長 | それでは、本日のご意見に関しては、私が預からせていただく。最後に、条例の内容以外のことについて、指針や施策面でのご意見あるいは懇話会の感想などを、委員の皆様から一言ずついただきたいと思う。 |
| 委員 | 皆さんに感謝したい。傍聴人の方にも感謝。もちろん大阪府の職員の方にも。大変勉強になった。皆さんの意見が色々あるものだなということを実感した。最初に、第1回の会議で申し上げたように、大阪らしい条例、大阪の特徴を出した条例を、ということを意見として申し上げた。他の県の条例を見ると、一部に損害賠償請求の援助をする等の項目があるが、大体は横並び。  府は今までずっと条例を制定していなくて、一体どうなっているのだということを皆が言っていたが、今回、支援調整会議というものが、支援研究会も含めてそういうものが出来るということで、特徴が出るのではないか。この制度を、ワンストップ支援体制にまで持っていってほしいと思っている。我々アドボカシーも勿論張るので、私を含めて7人の委員の皆さんも、これが最初で最後と言わず、これからも親しく、被害者支援を前提として付き合っていただきたいと思う。本当に感謝したい。 |
| 委員 | 私も大変勉強させていただいた。いつも少し水を掛けるような意見ばかり申し上げて本当に申し訳ないとは思っていた。犯罪被害者等のためのみならず、一般政策として非常に多くの取り組みが大阪府の中で、あるいは大阪府内の市町村で行われているのが事実である。ただし、一方で、本当に切実に犯罪被害に遭われた方々が色々と困っているということが、今回ひしひしと伝わって来た。府の担当の皆さんたちが、実際に、一般施策への繋ぎなどに関して、困っている方々をどのように橋渡しし、伝えて行くかということを熱心に考えられているのだなと思った次第である。その意味では、またここで叱られるような発言になるのかもしれないが、府に任せておこうということではないのが、大阪スタンダードではないかと思う。もちろん、府の職員の方々も、府民としてあるいは府政に関わる立場として頑張っておられるのだけれども、やはり府民自らが知ること、知る機会を得られることが、非常に重要だと思う。私自身も府民だが、今回の会議で、例えば二次被害がどのように捉えられているのかということを知ることができた。こういった議論がなされているということと、もう一つは、とはいうものの、無い袖は振れないということ、工夫する中でどのように良い形を作っていけるのか、少ない財産の中でそれをどう使っていけるのかということを、引き続き府民の一人としても一緒に検討していけたらと思う。今回は本当に感謝している。 |
| 委員 | 今日の議論を聞いていて改めて思ったのは、条例及び今後の施策の必要性ということについては３つポイントがあるということ。一つは、犯罪被害者の方々が実質的に困ったことを解決できるようなサービスが受けられるように、個々の方々の状況を踏まえた支援体制を組んでいくための一つの体制を考えるということ。支援調整会議というものが、それになろうかと思う。もう一つは、市町村の窓口も含めて、今後、そういう相談体制や支援体制をどう広げていくのかというところで、どのように大阪府が支援していくことができるかどうかという点。そういう意味で、先ほどの支援調整会議を２つに分けるということについては、体制推進のための会議というような目的が明記されると良いのではないかと思う。もう一つは、府民全員が、いつ自分が被害者の身になるかもしれないという、すなわち自分たちに関わりのある問題としていかに理解してもらえるか、又は被害者支援にいかに参加してもらえるかということで、広報や啓発を通じて、府民全体の問題としてどのように認識を広げていくかということ。これらの3点が非常に重要だと思う。このような会議に参加させていただいたことを非常に感謝している。 |
| 委員 | この会議に参加させていただき感謝。委員の先生方、事務局の皆様ご尽力によって大変良いものができそうで大変嬉しく思っている。私自身は、欠席で貢献できなかった回があり、申し訳なかった。少しタイミングを失ってしまったが、個別の点を2点ほど申し上げてもよろしいだろうか。一つは、資料2の4の(1)の府の責務のところの「犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する」というところであるが、3ページの9のところにも支援を総合的かつ計画的に推進するため指針を定めるとあるので、この施策と指針の関係性について分かり易く整理されるのが良いと思う。もう一つは、8の基本的な施策の中で、居住の安定、雇用の安定等々あるが、一つ加えてはどうかと思ったのは、外国人、在住外国人の方、それから特に大阪では旅行者も大変多いが、こういった人たちが犯罪被害に遭うこともあると思うので、そこのところの支援は重要な課題だと思う。もちろん、運用の中で対応されるとは思うが、何しろ彼らは非常に弱者なので、明文化しておいても良いのではないかと思う。申し上げるタイミングを失してしまい、相応しくない場で申し訳ないが以上である。 |
| 委員 | 皆さんに感謝。脱線する話が結構多く、皆さんに動揺を与えたような気がする。20数年前は、犯罪被害者は、どこに行っても、たらい回しされていた状況であった。その頃によく考えていたことは、加害者というのは、国から税金で全部面倒をみてもらえる。この人たちは国家公務員になったようなものだということ。犯罪に関わる人たちは、警察も、検察官も、裁判官も、皆公務員だな、税金で生活している人だなということ。加害者に付く弁護士も税金から報酬を貰う。それなのに、なぜ被害者には国からの支援が無く、僕は妻と2人で、結構、と言ってもたかがサラリーマンなのでしれているが、ずっとまじめに税金を払って来たのに、なぜ、犯罪の被害に遭った瞬間から棄民扱いされるのかということ。納税者ではないような、国民ではないような扱いをされていると思っていた。それが、私がこういう活動をすることになったスタートだった。それから20数年経って色々なものが変わり、この会議で皆さんと大阪府の条例を作るにあたって、目玉が２つ出来たような気がする。こういうことに参画できたことは誇らしいと思っている。 |
| 委員 | 私も、今回、こういう場に参加させていただいて、非常に勉強させていただいた。一点思うのが、今まであすの会が発信してきた情報は、非常に大きなインパクトがあったということ。特に、被害者もしくはご遺族の声が直接届けられたという点では、訴えて来る力が非常に大きかった。あすの会が解散したということで、大阪府にあすの会の代替してもらいたいというご意見があったが、府民理解の増進についても一層お願いしたいと思っている。付け加えると、府民理解のための広報は難しいところもあると思うが、学校教育などで犯罪被害者の尊厳であるとか立場であるとかということを教えてもらっても良いのではないかという気がしている。そして、今回と第2回の会議で申し上げたが、大阪弁護士会の相談窓口への早期の繋ぎというところについては、こちらの方でも努力はしていく。今後とも、大阪府と大阪弁護士会との連携に関わっていきたいと思っているのでよろしくお願いしたい。 |
| 座長 | 私からも、最後に一言申し上げたいと思う。私も本当に勉強させていただいた。最初にお礼を申し上げたいと思う。大阪では、台風が来たり、地震があったりと、天災で災害に遭われた方もある。誰に、いつ、何が起こるか分からないという点は共通しているのだけれども、犯罪被害との決定的な違いは、犯罪被害には加害者がいるということ。天災に加害者はいない。今後、犯罪被害者支援がどれほど浸透していくのか、広がっていくのかは、非常に大きな課題で、その一つの起点は、地方自治体が定める条例であると私は思う。これを起点にして、自分にもいつ起こるか分からないことであるということ、さらにこれは犯罪なのだということ、この２つを国民に自覚を持ってもらうこと、認識してもらうということが、非常に大きな課題だろうと思っている。あともう一つは、社会全体として支えるということが大事であり、条例が出来たのであるから自治体が担当するのだということではなく、社会全体として支えるということを、条例制定を起点に、是非、国民にも自覚を求めていきたいと思っている。私は、もう40年近く犯罪被害者支援に関わっているのだけれども、40年前に比べると、犯罪被害者支援には格段の向上、改善があった。しかし、まだまだ道は遠い、というのが実態だろうと思っている。今回本当に活発なご意見を色々といただいて勉強になった。今後ともよろしくお願いしたい。 |
| 座長 | 以上で、終了とする。事務局に進行をお返しする。 |
| 事務局 | 座長、副座長、そして委員の皆様方に、本当に感謝申し上げる。事務局として至らぬところがあったかと思うが、いつも広い視野からご示唆いただいた。心より感謝申し上げる。外国人の関係については、犯罪被害者等という中で、読み込んでいるところ。また、人事異動があったとしても、抜かりのないようにという言葉もいただいているので、実際の運用に当たっては、運用解釈等を作成してしっかりやっていく。また、学校教育の重要性について触れていただいたが、これについては、前回ご報告させていただいた他の被害者団体の皆様方からも、次世代を担う子どもたちに犯罪被害者のことをきちんと伝えてほしいという話をいただいているので、そこは広報啓発事業の中で案を練っていきたいと考えている。犯罪被害者の皆様への支援については、府議会において、6月8日に請願が採択されたことを受け、指針に基づき支援に取り組んできた大阪府としても、条例化によって支援の理念、基本方向をより明確にして、府民理解の増進を図る、そのように知事が判断され、条例制定に向けた歯車が動き出したところ。皆様には、急遽本懇話会の委員への就任をお願いし、ご多忙中にもかかわらず、毎回熱い意見交換を行っていただいたこと、そして条例制定に向けた歯車を一緒に回していただいたということで、本当に心から感謝申し上げる。この懇話会について、少し振り返らせていただくと、社会全体で被害者の方々を支えるということへの府民の理解が深まるよう、しっかり広報啓発に取り組んでいくようにというご意見をいただいた。また、被害者に身近な市町村での支援の重要性という観点から、広域行政を担う府がその市町村をしっかりサポートしていくという点。また、被害者の方の経済的負担の軽減に関しては、国の取り組みが軸となるものではあるが、引き続き、国と地方、府と市町村、その役割分担の中で充実に向けた検討をこれからも続けていく必要があること。また、被害者の方が直面する法律問題を速やかに解決するためのスキームの整備や、総合支援体制が利用者目線でのワンストップ機能を果たすこと、またその中で個人情報保護に十分留意した制度設計にすること。支援の充実に向けたこれらの取り組みを進めるに当たっては、PDCAサイクルをきちんと組み込んでしっかりと回していくことなど、様々な貴重なご意見を頂戴した。こうしたご意見を踏まえて、条例の素案を作成し、パブリックコメントで府民の皆様のご意見をお伺いした上で、来年2月の府議会に条例制定の議案として提出したいと考えている。委員の皆様には今後とも適宜、状況報告を行わせていただくので、引き続き、大所高所からご指導を賜りたい。それではこれをもって、懇話会を閉会させていただく。委員の皆様方には、本当に感謝。  （閉会） |